

島田市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年12月20日

島田市監査委員 平 林 健 互
島田市監査委員 森 伸 一

島 一 小 第 9 0 号
令和元年11月20日

島田市監査委員 様

島田市立島田第一小学校長

令和元年度定期監査結果に対する措置状況について（報告）

令和元年10月31日付け島監第51号による令和元年度定期監査結果に対する措置状況について、別紙のとおり報告します。

○指摘事項 1 (指摘事項：災害共済給付制度に係る給付金の事務処理について)

区 分	内 容
指摘内容	<p>日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度における給付金の事務処理において、平成30年4月支給分が学校の預金通帳に入金されてから、対象保護者へ振り込みされるまでに1年3か月を要した事案が見受けられた。学校教育課から各学校に対しては、給付金を速やかに保護者へ配分する旨の通知がされているが、今回、当該給付金の配分処理の遅延を確認したところである。</p> <p>今後、こうした事案が生じないように、配分処理の状況や預金通帳の残高を複数者で確認するなど、再発防止策を講じられたい。</p>
措置状況	<p>指摘内容については、所属長及び担当者が関係書類を再確認し、配分処理が遅延した原因について把握をした。</p> <p>今後の再発防止策として、所属長が適正な給付金の事務処理について、職員に注意喚起を下記のとおり講じた。</p> <ul style="list-style-type: none">・スポーツ振興センター給付金の処理については、養護教諭と事務担当者との連携を密にした上で、支出後通帳の残高ゼロについて必ず管理職の確認を得るなど、チェック体制の強化を図り、速やかに配分処理を行う。

島 教 学 第 830 号
令和元年11月27日

島田市監査委員 様

学 校 教 育 課 長

令和元年度定期監査結果に対する措置状況について（報告）

令和元年10月31日付け島監第51号による令和元年度定期監査結果に対する措置状況について、別紙のとおり報告します。

○指摘事項 1 (指摘：災害共済給付制度に係る給付金の事務処理について)

区 分	内 容
指摘内容	<p>日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度における給付金の事務処理において、平成30年4月支給分が学校の預金通帳に入金されてから、対象保護者へ振り込みされるまでに1年3か月を要した事案が、島田第一小学校で見受けられた。学校教育課から各学校に対しては、給付金を速やかに保護者へ配分する旨の通知がされているが、今回、当該給付金の配分処理の遅延を確認したところである。</p> <p>今後、こうした事案が生じないように、各学校への周知指導を徹底するとともに、配分処理の状況や預金通帳の残高を複数者で確認するなど、再発防止策を講じられたい。</p>
措置状況	<p>島田第一小学校については、所属長、課長補佐及び担当者が直接出向き、関係書類を確認しながら、不備が発生した原因や今後の対応策について、聞き取りを行った。</p> <p>市内小中学校全校に対しては、市から振り込んだ給付金が通帳に残っていないか確認を行い、振込漏れがないことを確認した。</p> <p>これらを踏まえ、市内小中学校全校宛てに日本スポーツ振興センター保険給付金に係る振込み処理について、注意喚起の通知を発出した。再発防止策の通知内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の担当者は教育委員会からの振込連絡を受けたら、必ず入金を確認すること。 ・各学校は教育委員会からの入金を確認したら、速やかに口座振替の手続きを行うこと。 ・担当者が業務等により金融機関に行けない時は代替りの職員が代行すること。 ・金融機関において振込処理が完了したら、通帳と振替依頼書の写しを回覧し、学校内で情報を共有するとともに、校長は「残高0」と「関係保護者への振込完了」を毎月確認すること。